

## 山梨県版利用規約【別紙 B】情報共有システム(以下、システム)利用料金表

I. 工事登録手数料	
登録手数料	工事案件 1 件につき、10,000 円(税抜)
II. システム利用料金	
システム利用料金は、利用料金単価に利用月数を乗じて算定します。	
1) 利用料金単価	1 ヶ月 10,000 円(税抜)
2) 利用月数	「登録データシート」を当社が確認した日(以下、「工事利用開始日」。)から、工事請負契約書に基づく工事完成日を工事利用期間とします。 利用月数は、工事利用期間を日数換算し、31 日で除算(端数切上)して算定します。 ※ 1 ヶ月を31 日とします。
3) 利用期間	利用期間は、工事利用期間+サービス期間とします。 ※サービス期間 工事利用期間終了後も2ヵ月間(62日間)は無償でご利用いただけます。 工事利用期間中と同じく、文書の登録・修正、納品データの作成等が実施できます。
4) 利用料金の追加	以下の場合には、システム利用料金が追加されます。
工期の延長	当初請負契約の工事完成日が変更となり、工事利用期間が延長となった場合は、延長期間に対して追加のシステム利用料金が発生します。 変更前利用月数で算定されたシステム利用料金と変更後利用月数で算定されたシステム利用料金の差額が追加料金となります。 ※差額の発生がない場合は、追加料金の請求はありません。
利用期間後の継続利用	利用期間を超えてシステムを継続利用される場合(工期内の文書提出等)は、お申込み継続期間に対して追加のシステム利用料金が発生します。 継続期間のお申込みは 1 ヶ月単位とし、1 ヶ月につき 10,000 円(税抜)とします。
5) 利用料金の返金	以下の場合には、利用料金が返金されます。
工事利用期間短縮(契約工期の短縮)	当初請負契約の工事完成日が変更となり、工事利用期間が短縮となった場合は、短縮期間に対するシステム利用料金が返金されます。 変更前利用月数で算定されたシステム利用料金と変更後利用月数で算定されたシステム利用料金の差額が返金となります。 ※差額の発生が無い場合、返金はありません。
工事利用期間短縮(工事中止命令に伴う休止期間)	工事中止命令に伴う休止期間が発生した場合には、中止期間に対するシステム利用料金が返金されます。工事利用期間から中止期間を差引し、システム利用料金を算定します。中止期間差引き前と差し引き後の工事利用期間で算定されたシステム利用料金の差額が返金となります。 ※差額の発生が無い場合、返金はありません。

## 5) 利用料金の返金(つづき)

工事登録契約の解除	利用申込み後であって、工事利用開始日から31日以内かつシステム未利用の場合は解除手続きを行うことができます。 この場合、工事登録手数料および利用料金は全額返金とします。
工事登録契約の中途解除	システム利用開始後、なんらかの理由で利用を止める場合は、工事登録契約の中途解除手続きを行うことができます。 当初のシステム利用料金と解除希望日にしたがって算出した利用月数によるシステム利用料金の差額を返金いたします。 ※差額の発生が無い場合、返金はありません。 ※工事登録手数料の返金はありません。

## Ⅲ. お支払いについて

- 情報共有システム管理事務局より請求書を送付いたします。  
請求書は、お申込み時にお知らせいただいた請求締日を基準に発行いたします。  
請求書の内容をご確認の上、貴社支払日までに指定金融機関へお振込み下さい。
- お支払いが確認できない場合、利用規約に基づき、システムのご利用を停止することがあります。
- お振込手数料はお客様のご負担となります。ご了承ください。

以上